

農林水産業共同利用施設災害復旧事業（継続）

【平成20年度概算決定額：100,000（100,000）千円】

対策のポイント

異常な自然災害により被災した、農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費の一部を国が負担します。
なお、当該災害が政令で激甚災害に指定され、激甚災害法6条の措置が適用される場合は、補助率の引き上げが行われます。

（「農林水産業共同利用施設」について）

- ・ 農業協同組合等が所有する施設
農林水産業用の倉庫、加工施設、共同作業場、市場施設、種苗生産施設、養殖施設、公害防止施設など
- ・ 地方公共団体が所有する施設
種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設（農林水産物の生産又は処理加工に伴って生ずる公害の防止のために必要なものに限る。）

政策目標

被災農林水産業者の持続的な経営の安定に寄与するための災害復旧制度の適切な運用

<内容>

1. 事業対象となる施設の所有者
農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、農事組合法人、公益法人、地方公共団体
2. 助成対象
農業協同組合等が所有する農林水産業共同利用施設で、1箇所の工事の費用が40万円（激甚災害法第6条の規定に基づく政令で定める地域（告示地域）内にあつては13万円）以上の災害復旧事業
3. 補助率等（暫定法第3条、激甚災害法第6条）

区 分		採択基準	補 助 率 等	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
一般災害		40万円以上	2/10	
激 甚 災 害	告示地域*	13万円以上	4/10	9/10
	その他の地域	40万円以上	3/10	5/10

（※告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域）

【参考】事業の根拠となる法律

- ・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律169号）
- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号）

[担当課：経営局経営政策課（03-3502-6442（直））]